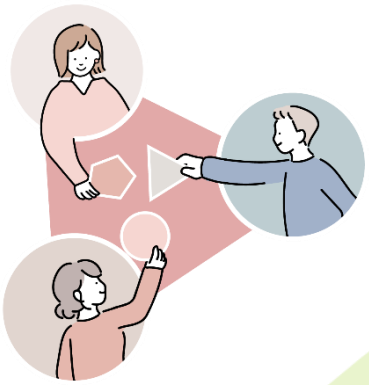
労働者協同組合って何ですか？

厚生労働省「労働者協同組合活用促進モデル事業」



働く人の協同組合？市民活動の新たな形？

「労働者協同組合」を学ぶワークショップ

申し込みはこちら

定員 20名

【締切】12/15(火) 17時まで

～伊勢市開催～

12/17(木) 14:00～15:30

会場　いせ市民活動センター 北館 会議室
（伊勢市岩渕1丁目2番29号）
※駐車場には限りがありますので、公共交通機関でのご来場にご協力ください。



講師　労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
高橋 弘幸さん

「労働者協同組合」とは、**地域に必要な仕事を仲間と一緒に起こし、出資・経営・労働を協同で行う**ことで、**誰もが安心して働き暮らせる地域づくり**をめざす、非営利の協同組合です。

このような働き方は、令和4年10月に施行された「労働者協同組合法」により、「労働者協同組合」という新しい法人格として制度化されました。

本ワークショップでは、労働者協同組合の全国組織である労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団の高橋 弘幸さんを講師にお招きし、「労働者協同組合」の地域での活用可能性について考えます。

こんな方におすすめです！

- 困りごとを抱えている地域を、住民の力で何とかしたい
- 「地域の課題や困りごとを解決する仕事」をはじめたい
- 働く一人ひとりが主人公になれる、自分らしい働き方がしたい

お問い合わせ先
三重県労協活用促進地域連携協議会
（事務局 三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課）
TEL: 059-224-2461　mail: syurou@pref.mie.lg.jp

個別相談も受け付けています

厚生労働省「労働者協同組合活用促進モデル事業」

労働者協同組合(ろうきょう)とは？

令和４年10月に施行した「労働者協同組合法」により、労働者がお金を出し合い、意見を反映し、自ら働く新しい法人制度として設立が可能になった法人です。

人口減少地域の地域づくりや子育て支援・高齢者介護、シニア世代の生きがいなどが仕事になり、多様な働き方を実現しつつ、地域社会の課題を解決する法人が全国で誕生しています。



相談窓口及びアドバイザー派遣事業

制度の詳細や活用事例について知りたい方を対象に、県内で労働者協同組合を設立し活動している団体への相談・講師派遣依頼を受け付けています。

対象者	県内の個人、法人、団体など
実施方法	対面・オンラインなど （１件の相談に対する対応回数は原則１回まで）
費用	無料
受付方法	右の二次元コードからお申し込みください
受付期間	令和９年２月12日（金）まで

申し込みはこちらから

個別ワークショップ事業

労働者協同組合の設立に向けた準備を個別で支援するワークショップの実施申し込みを受け付けています。

対象者	県内の個人、法人、団体など
実施方法	対面（全３回程度）
費用	無料
受付方法	右の二次元コードからお申し込みください
受付期間	令和８年12月28日（月）まで

申し込みはこちらから

お問い合わせ先
三重県労協活用促進地域連携協議会
（事務局：三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課）
TEL: 059-224-2461　mail: syurou@pref.mie.lg.jp